傘工人

右之趣急度可被相守候、○下略

〔甲子夜話 四十一〕中村侯相馬氏ノ傘持ハ、鎗持ノ如ク雙刀ナリ、

〔實久卿記〕天保九年二月六日戊申、午刻許、著衣冠内々參御社、○春日、中略申刻、沐浴著束帶、○中略予乘馬、○中略傘持白張四人等召具、參社頭、

〔七十一番歌合 上〕二十二番　左　傘張

いつしかに我にみえじとかくれがさ　さしもへだてぬ心なりしを

〔人倫訓蒙圖彙 六〕笠張　唐土よりつたはれりと、或説に日本にては、田村丸のうちに高重と云者、是をつくるとあれ共、たしかならず、今傘紙は森下、國栖、海田等にてはる也、又日隱(ひがくし)のために繪をかきたる笠、小兒のもてあそびとなす、所々に是をつくる、

〔著作堂一夕話 下〕みの屋三勝が古墳幷笠屋三勝が辨

大坂長町といふところは、傘張多く住り、三勝が家なりしといふ傘屋、長町東側中程にあり、

〔守貞漫稿 六生業〕挑灯張替○中略

又大坂ニテハ、詞ニ傘日ガサノツヾクリ、雨障子天窻ノハリカヱト呼來ルモアリ、如詞應求補之ナリ、ツヾクリハ補フノ俗語、傘日傘等全紙ヲ修補スルニ非ズ、大小ノ破損ノミヲ修スルヲ專トス、

〔京羽二重 三〕諸職名匠

傘幷挑燈師　今出川升形町　御用一本仁兵衛　猪熊三條上ル町　桔梗や市郎兵衛

傘商

〔大乘院寺社雜事記〕寛正三年十二月二日、仕丁戶上國安事、致唐笠令沙汰者也、仍當門跡唐。笠。座。衆ヘ毎年百文充致其沙汰了、此二十餘年如此也、然而此六七年以來、以仕丁號此百文、料足令無沙汰間、連年座衆致訴訟候處、國安申入趣ハ无其儀也、一向座衆虛言申入云々、